

年度	令和6年度				課長	副課長	係長	精算者	設計者	
設計年月日										
起工理由										
位置	明石市大久保町高丘1丁目～7丁目				施行方法 及び 期 限	直 営				委 託
工種	業務委託									
委託名	大久保町高丘地区街区表示板取付位置調査及び取替業務委託					契約の翌日より令和7年3月10日まで				
委託概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画準備 1式</li> <li>・ 既存位置調査及び取付位置調査 188箇所</li> <li>・ 街区表示板撤去及び取付作業 188箇所</li> <li>・ 箇所図及び調書整理 188箇所</li> <li>・ 打合せ協議 1式</li> </ul>									
委託費	当初設計額		当初請負額		前金払い 有 ・ (無) %以内  部分払い 有 ・ (無) %以内					
	変更設計額		変更請負額			摘要				
	増減		増減							

# 大久保町高丘地区街区表示板取付位置調査及び取替業務委託 内訳書

費目	種別	単位	数量	単価	金額	摘要
直接測量費						
計画準備		式	1			第1号代価表
既存位置調査及び取付位置調査		箇所	188			第2号代価表
街区表示板撤去及び取付作業		箇所	188			第3号代価表
箇所図及び調書整理		箇所	188			第4号代価表
打合せ協議		式	1			第5号代価表
直接経費 産業廃棄物処理費		式	1			
小計						①
間接測量費						
諸経費		式	1			②
合計						③=①+②
消費税相当額		式	1			③×0.10
総計						











## 大久保町高丘地区街区表示板取付位置調査及び取替業務委託仕様書

### 第1条（総則）

本仕様書は、明石市（以下「委託者」という）が発注する「大久保町高丘地区街区表示板取付位置調査及び取替業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。本仕様書において規定する事項は、別途定めのない場合を除き、受注者（以下「受託者」という）の責任において履行するものとする。

### 第2条（目的）

本業務は、住居表示に関する法律第8条に基づき、緊急車両及び集配者や訪問者に対して現在位置の把握を容易にしやすくすることを目的として、街区表示板（別図参照。）の取付位置調査及び取替を行うものである。

### 第3条（対象区域及び取替予定箇所数）

本業務の対象区域及び取替予定箇所数は、下記の通りとする。

なお、総対象面積は109.4haとする。

街区名	街区数	取替予定箇所数（枚）
大久保町高丘1丁目	20	36
大久保町高丘2丁目	20	27
大久保町高丘3丁目	24	30
大久保町高丘4丁目	4	3
大久保町高丘5丁目	21	27
大久保町高丘6丁目	18	22
大久保町高丘7丁目	38	43
合計	145	188

### 第4条（業務内容）

本業務は、前条で記載した対象区域内における各街区の電柱等に設置された街区表示板が経年劣化により著しく破損し、本来の目的を果たすことが困難であるため、本市支給の樹脂バンド等を用いて取り替えるものである。

街区表示板の取替場所については、事前調査を行い、予定箇所を図示し、箇所数等をまとめ、報告を行い、決定するものとする。街区表示板取替作業完了後、報告書を作成し、納品を行うものとする。

### 第5条（契約締結後の提出書類）

受託者は、本業務委託の契約締結後、すみやかに下記書類を提出しなければ



ならない。

- (1) 着手届 1部
- (2) 工程表 1部
- (3) 業務計画書 1部
- (4) 請負代金内訳書 1部

#### 第6条（完了時の提出書類）

受託者は、完了時には、次の書類を提出するものとする。

- (1) 完了届 1部
- (2) 請負代金請求書 1部

#### 第7条（成果品の納入期限）

本業務の納入期限は令和7年3月10日までとする。

#### 第8条（貸与資料等）

- |     |            |    |
|-----|------------|----|
| (1) | 調査用地図（白地図） | 1式 |
| (2) | 街区表示板      | 1式 |
| (3) | 樹脂バンド      | 1式 |
| (4) | その他必要な資料   | 1式 |

#### 第9条（資料等の貸与及び返還）

(1) 委託者は、前条に記載した資料等を受託者に貸与するものとする。ただし、本目的以外に使用し、また、利用してはならない。

(2) 受託者は、貸与された資料等が必要でなくなった場合には、ただちに返還するものとする。

#### 第10条（疑義）

受託者は、本業務の実施に際し、本仕様書及びその他の設計図書に疑義を生じた場合は、速やかに委託者と協議のうえ、解決しなければならない。

#### 第11条（契約変更）

本業務は業務の性質上、調査数量に増減が生じる場合があるが、数量の僅かな増減に関しては契約変更の対象としないものとする。ただし、僅かな増減とは、第3条に記載した「取替予定箇所数」の「合計」箇所数の1割以内とし、契約変更する際は、双方協議のうえ、決定する。

## 第12条（現地作業）

- (1) 受託者は、街区表示板の取替作業を行う際は、住居表示制度及び作業内容を熟知し、言葉遣い、態度等にも十分注意し、住民の感情を刺激することのないようにしなければならない。
- (2) 受託者は、現地作業に際して、住民の日常生活、車両、歩行者の通行等において、付近関係者の妨げになることのないよう安全かつ適正に作業を行わなければならない。
- (3) 受託者は、現地作業に際して、委託者の指示を厳守し、作業時は常に腕章を着用のうえ、委託者発行の身分証明書を必ず携行し、住民からの要請があればこれを提示しなければならない。
- (4) 受託者は、街区表示板の取替作業にあたっては、作業後に落下、はみだし等による通行人等への事故を生じないように十分に注意のうえ、正確に作業を行わなければならない。
- (5) 受託者は、現地作業実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に善良な管理を行わなければならない。

## 第13条（土地の立ち入り）

- (1) 受託者は、現地調査のため他人の土地に立ち入る場合には、委託者及び関係者と協調を保ちながら、本業務委託が円滑に進捗するよう努めなければならない。
- (2) 受託者は、現地への立ち入りに当たっては、あらかじめ委託者に報告するとともに所有者の承諾を得ておかななければならない。
- (3) 受託者は、現地への立ち入りに当たっては、住民の感情を刺激することのないよう、言動に十分注意しなければならない。

## 第14条（技術者要件）

本業務に従事する主任技術者は、測量士の資格を有し、業務の全般にわたり技術的な管理を行わなければならない。

## 第15条（機密の保持及び品質保持等）

受託者は、本業務遂行中に知り得た情報を委託者の許可なく、他に公表、貸与又は使用してはならない。そのため、機密の保持及び品質保持等の観点から下記資格を全て取得しているものとし、業務着手時に認証を証明する書類を提出すること。

- (1) ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- (2) ISO9001（品質管理システム）

## 第16条（守秘義務）

受託者は、本業務の遂行上、知り得た情報及び個人情報を第三者に漏らしてはならない。そのため、情報保護の観点からプライバシーマーク制度に基づくプライバシーマークを取得しているものとし、入札時に認証を証明する書類を提出すること。

- (1) JIS Q 15001（プライバシーマーク）

## 第17条（検査及び完了）

本業務は、成果品の検査合格をもって完了とする。ただし、完了後であっても誤謬が発見された場合は、受託者は自らの費用により修正及び再作業を行わなければならない。

## 第18条（計画準備）

本業務に際して事前準備を行い、工程表及び業務計画書を委託者へ提出しなければならない。

## 第19条（街区表示板取付位置調査及び既存位置調査）

- (1) 受託者より貸与する白地図に整備対象区域の街区を明示し、調査素図を作成する。
- (2) 取付予定箇所は原則、電柱とし、建物の壁や塀への取付は行わない。
- (3) 調査素図を基に街区表示板の取付予定位置及び既存位置について事前調査を行う。取付予定位置及び既存位置はデジタルカメラで撮影し、取付方向、場所が判断できるようにする。原則、撮影は正面から1カットとする。
- (4) 取付予定位置及び既存位置を素図上へ図示し、取替箇所数をまとめる。
- (5) 委託者と協議のうえ、取替位置図を作成する。なお、取付位置についてわかりやすく整理するため以下の記号で分類する。
  - ① 関電柱は赤●で図示する。
  - ② NTT柱は青▲で図示する。
  - ③ その他は協議による。

## 第20条（街区表示板撤去作業）

- (1) 受託者は、前条での調査を基に既存の街区表示板を撤去する。原則、既存の街区表示板については、全て撤去する予定である。
- (2) 撤去した街区表示板については、受託者が回収し、受託者の責任にお

いて適切に廃棄処理しなければならない。廃棄処理にかかる費用については、受託者が負担しなければならない。

#### 第 2 1 条（街区表示板取付作業）

(1) 電柱への取付に際しては、事前に関西電力、NTT 等の管理会社へ承諾を得るとともに、許可申請が必要な場合は、申請に必要な資料を作成するものとする。なお、申請については委託者が実施する。

(2) 本市支給の街区表示板、樹脂バンド等を用いて街区表示板を取り付ける。

(3) 取付位置は原則として街区表示板の下端が地上から約 1.6m の位置とし、通行人又は車中等から見やすい向きで設置するよう配慮する。ただし、取付位置に他の案内板や看板等が既にある場合、これらの表示板と混同しないよう取り付ける。また、取付困難な場合は委託者と協議する。

(4) 取付箇所はデジタルカメラで撮影し、取付方向、場所が判断できるようにする。原則、撮影は正面から 1 カットとする。取替位置図に変更箇所があった場合は、修正を行う。

#### 第 2 2 条（成果品作成）

街区表示板取替作業完了後、報告書を作成し、納品を行う。

なお、成果品は下記のとおりとする。

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| (1) 業務報告書          | 1 部 |
| (2) 街区表示板取替位置図     | 1 式 |
| (3) 街区表示板撤去前後の現地写真 | 1 式 |
| (4) 街区表示板取付前後の現地写真 | 1 式 |
| (5) 上記すべての電子データ    | 1 式 |

#### 第 2 3 条（成果品）

(1) 成果品は前条(1)から(5)までのすべてのものを提出するものとする。

(2) 成果品はすべて委託者に帰属するものとし、委託者の承諾を得ないで、他に公表、貸与又は使用してならない。

(3) 受託者は、成果品提出前にその成果を十分照査しなければならない。

(4) 受託者は、本業務委託が完了したときは、成果品を提出し、完了検査を受けなければならない。

(5) 受託者は、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、すみやかに訂正、補足その他必要な措置を講じなければならない。

## 街区表示板

- 1 規 格 縦560mm 横120mm 厚さ0.6mm
- 2 バンド穴 4箇所 (バンド穴サイズ 縦12mm 横2mm)

(見本例)

